ネットワーク関連発明に係る特許権の越境的侵害と属地主義の原則

【文 献 種 別】 判決/知的財産高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年5月26日

【事件番号】 令和4年(ネ)第10046号

【事 件 名】 特許権侵害差止等請求控訴事件

【裁 判 結 果】 原判決一部変更、棄却

【参照法令】特許法2条3項1号、法の適用に関する通則法17条

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25572920

明治学院大学准教授 申 美穂

事実の概要

日本法人X(原告、控訴人)は、発明の名称を「コ メント配信システム | とする特許(以下「本件特 許」) に係る日本国特許権(以下「本件特許権」) の 特許権者である。本件は、Xが、米国ネバダ州法 人であるY₁(被告、被控訴人)がインターネット 上で運営する複数のコメント付き動画配信サービ ス(以下「Y各サービス」) に係る各システム(以 下「Y各システム」)は、本件特許に係る発明の技 術的範囲に属するものであり、Y」が米国所在の Yの複数のサーバ(以下「Y各サーバ」)から日本 国内に存在するユーザ端末に被告のファイル(以 下「Y各ファイル」)を配信する行為がY各システ ムの「生産」(特許法2条3項1号)に該当し、本 件特許権を侵害する旨主張し、また、日本法人 Y_2 (被告、被控訴人。以下 Y_1 と Y_2 を合わせて「Yら」という) は Y 、と実質的に一体のものとして上 記行為を行っていると主張して、Yらに対し、日 本国内に存在するユーザ端末へのY各ファイルの 配信の差止め、Y各サーバ用プログラムの抹消及 びYサーバの除去、損害賠償等を求めた事案であ る。

原審(東京地判令4・3・24 令元(ワ)25152号)は、X請求のいずれについても準拠法は日本法としたうえで、いわゆる属地主義の原則から、特許法2条3項1号の「生産」に該当するためには、特許発明の全ての構成要件を満たす物が日本国内

において新たに作り出されることが必要であるところ、Y各システムの構成要素であるY各サーバは、いずれも米国内に存在し、日本国内に存在するユーザ端末のみでは、本件特許に係る発明の全ての構成要件を充足しないとし、また、 Y_2 が、控訴人が侵害を主張する期間においてY各サービスに関する業務を行っていたとは認められないとして、Xの請求をいずれも棄却した。X控訴(X は控訴審において損害賠償請求に係る部分につき訴えを変更し、請求を拡張)。

判決の要旨

原判決一部変更。

- 1 原審判決を引用し、最判平 14・9・26(平 12(受)580号、民集 56巻 7号 1551 頁。いわゆるカードリーダー事件最判)を参照して以下のとおり判示した。①特許権に基づく差止め・廃棄請求の準拠法は当該特許権が登録された国の法律であるから、本件差止め・被告サーバ用プログラムの抹消及び被告各サーバの除却請求については日本法が準拠法となる。②特許権侵害を理由とする損害賠償請求の準拠法については、法の適用に関する通則法 17条が適用される不法行為の問題と法性決定され、権利侵害という結果は我が国で発生したということができるから、日本法が準拠法となる。
 - 2 (1) 「各国の特許権が、その成立、移転、

効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められること」(最判平9・7・1平7(オ)1988号、民集51巻6号2299頁)を意味するいわゆる属地主義の原則は、我が国の特許法においても妥当する。

(2) 「ネットワーク型システムにおいて、サーバが日本国外……に設置されることは、現在、一般的に行われており、また、サーバがどの国に存在するかは、ネットワーク型システムの利用に当たって障害とならないことからすれば、被疑侵害物件であるネットワーク型システムを構成するサーバが国外に存在していたとしても、当該システムを構成する端末が日本国内……に存在すれば、これを用いて当該システムを国内で利用することは可能であり、その利用は、特許権者が当該発明を国内で実施して得ることができる経済的利益に影響を及ぼし得るものである。

そうすると、ネットワーク型システムの発明について、属地主義の原則を厳格に解釈し、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在することを理由に、一律に我が国の特許法2条3項の『実施』に該当しないと解することは、サーバを国外に設置さえすれば特許を容易に回避し得ることとなり、当該システムの発明に係る特許権について十分な保護を図ることができないこととなって、妥当ではない。

他方で、当該システムを構成する要素の一部である端末が国内に存在することを理由に、一律に特許法2条3項の『実施』に該当すると解することは、当該特許権の過剰な保護となり、経済活動に支障を生じる事態となり得るものであって、これも妥当ではない。

これらを踏まえると、ネットワーク型システムの発明に係る特許権を適切に保護する観点から、ネットワーク型システムを新たに作り出す行為が、特許法2条3項1号の『生産』に該当するか否かについては、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在する場合であっても、当該行為の具体的態様、当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所、その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える

影響等を総合考慮し、当該行為が我が国の領域内で行われたものとみることができるときは、特許法2条3項1号の『生産』に該当すると解するのが相当である。」

そして、本件においては、Y各システムにおけるY各ファイルの送受信は一体的に国内で行われたと観念することができること、国内に存在する上記ユーザ端末は発明の主要な機能の表示位置制御機能を果たしていること、発明の効果は国内で発現しており、その国内における利用はXが得る経済的利益に影響を及ぼしうるものであること等の事情を総合考慮すると、Yらの行為は「我が国の領域内で行われたものとみることができるから……特許法2条3項1号の『生産』に該当する」。

判例の解説

一 本判決の意義

特許権についての属地主義の原則は、明文上の 根拠はなくとも解釈上妥当するものと伝統的に解 されてきたが、BBS 事件(最判平9.7.1〔判旨引用〕) において最高裁が「各国の特許権が、その成立、 移転、効力等につき当該国の法律によって定めら れ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ 認められることを意味する」と定義したことで、 我が国の特許法が立脚しかつ拘束される基本原則 として名実ともに確立したといえよう。この属地 主義の原則(とりわけ、権利の効力の領域限定の意 味におけるもの)を厳格に解すると、発明の構成 要件の一部が特許付与国の領域外で実施されてい た場合には、特許権侵害を構成しないとの帰結が 導かれる可能性が高い¹⁾。しかし、とりわけ本件 におけるようなネットワーク関連発明について は、サーバ等の一部の設備を国外に設置すれば容 易に侵害責任を潜脱しうることとなり、特許権の 実効的な保護の妨げとなるとの懸念があった。本 件と同一当事者間で同様の点が争われた別訴の一 審判決(東京地判平30・9・19平28(ワ)38565号)が、 属地主義を根拠に侵害不成立と判示したことを契 機として一層の関心が集まり、構成要件の一部が 領域外にあっても侵害責任を認める余地があると する見解(属地主義の原則の「緩和」)が目立つよ うになっていた²⁾。前記別訴の控訴審判決(知財

高判令4・7・20平30(ネ)10077号)が原判決を 覆して「実質的かつ全体的にみて、日本国の領域 内で行われたものと評価し得るとき」には侵害の 成立を認めうる(そのように解しても属地主義に反 しない) と判示し、本件の帰趨も注目されていた ところ、本判決も侵害不成立とした原審判断を覆 し、例示した諸事情の総合考慮により「当該行為 が我が国の領域内で行われたものとみることがで きるとき」は我が国内における実施(特許法2条 3項1号にいう「生産」) に該当すると判示した³⁾。 本件は知財高裁特別部(大合議部)の初の判断で あり、また第三者意見募集制度(特許法105条の 2の11)を利用した初めての事例としても社会の 耳目を集めたが、公衆の意見もふまえた慎重な審 理を経てかかる判断が下されたことは今後の判断 にも少なからず影響するものと見られ、重要な意 義を有する。なお本件の争点は多岐に渡るが、本 稿では国際私法の観点から、属地主義の原則及び その準拠法決定プロセスにおける位置づけを中心 に解説を加える。

二 属地主義の原則の緩和とその限界

上記のとおり属地主義については明文の定めが なく、BBS 事件最判も明確に根拠を示さなかった ことで、その特許法・国際私法上の位置づけにつ いては未だ議論がある4)。総論としての属地主義 の緩和、すなわち侵害認定にあたり一国内での行 為の完結を要しないとする方向性についてはあ る程度コンセンサスが得られているといいうる⁵⁾ が、どこまでの緩和が許容されるかについては諸 説あり、その背景に属地主義に対する考え方の相 違があることは疑いがない。例えば、属地主義を 条約上の要請と見る立場や各国共通の普遍的原則 と見る立場が、国内で一定の実施が行われたこと 等を前提に部分的・限定的な緩和を説く⁶⁾のに 対して、属地主義を採るかは各国の政策判断によ ると考える立場からは、実施行為の場所にとらわ れない、よりドラスティックな提案がなされる (ネットワーク上では行為地は最早重要な意味を持た ないとして、専ら市場機会が内国で失われているこ とを基準とする見解7)など)。

そもそも、属地主義は国境に基づく物理的な領域画定が可能な世界でこそ有効に機能する考え方

であって、ネットワーク上に妥当させることにつ き困難が生ずるのはいっそ必然であることからす れば8)、その困難を排して効果的な権利保護を実 現するための修正 (属地主義の緩和) に理由はあ るといいうる。しかし、ネットワーク関連発明も また、現実世界における発明利用を前提として作 られた特許制度により保護されている以上は、そ れと大きく矛盾・抵触しない範囲の修正に留めら れるべきであろう。属地主義によりモザイク的に 権利の排他的利用を認める範囲が区切られている からこそ各国の権利が並存しえているという実態 に鑑みれば、一国の裁量でコントロールできる節 囲には限界があると考えるべきであり⁹⁾、少なく とも他国領域での排他的権利の行使を事実上認め ることになったり、他国特許権の行使の妨げに なったりするような(判旨のいう「過剰な保護」と なるような)緩和には謙抑的であるべきである。 本判決では最終的に、Yは技術的にX特許権を回 避可能であるとの理由でYサーバ用プログラムの 抹消及びYサーバの除去請求は棄却とされたが、 かかる技術的な理由がなければ、外国所在のY サーバ除去も認められていた可能性が高い。し かし、そのような判断はいわゆる域外適用に繋 がるものであり、そこまで許容されるかは慎重 な判断を要するように思われる¹⁰⁾。領域外の行 為については内国特許権侵害成立の判断の際に 「考慮」11) するに留め、権利行使の対象とはしな いとの考え方もありえよう 12)。

判旨は4つの考慮要素を掲げるが、それらの総合考慮でいかなる越境的実施まで侵害とされる趣旨かは判然としない¹³⁾ (例えば、判旨が挙げた考慮要素が部分的に否定方向に働く場合の結論は不透明である¹⁴⁾)。当事者の予測可能性を担保しうる、実効性のある基準とするために、判旨の掲げる4要素で過不足ないか、各要素の関係性や優劣をどのように考えるべきか等につき、技術的な観点も含めたより詳細な検討が今後も継続的に加えられる必要があろう。

三 属地主義の国際私法上の位置づけ

判旨1は、原判決を引用し、日本法が準拠法となるとしたうえで(カードリーダー事件最判を踏襲した法性決定につき検討を要する課題はあるが、紙

幅の都合で省略した15)、その準拠法=日本特許法 の解釈適用の文脈で属地主義を考慮した。この点、 法の地理的適用範囲を再画定するという国際私法 の機能上、準拠実質法が本来有する地理的適用範 囲に関する意思は考慮されず、準拠法であること が決した後は属地主義や被疑侵害行為の場所を問 題にすべきではないとの批判 160 もある。しかし、 国毎の権利という発想にない通常の私権と特許権 を同様に扱うことは妥当でないと考えられるこ と 17)、何が特許権侵害を構成するかは当事者の 予測可能性にも配慮を要する技術的にも高度な問 題であること 18)、諸外国裁判例・学説において は特許法の解釈問題との位置づけが優勢であるこ と ¹⁹⁾ などをふまえれば、いずれの地におけるい かなる行為を侵害とするかの基準設定は特許法に 委ねられた問題と捉えたうえで、国際私法上もこ れを尊重することには理由があるというべきであ ろう。ただし、上述のとおり、一国の立場からな しうる属地主義の原則の緩和には限界があると考 えられることからすれば、各国特許法間で抵触が 生じる場合には、国際私法による調整を加える余 地も存在するように思われる。

●——注

- 1)東京地判平13・9・20(平12(ワ)20503号、判時 1764号112頁)は、方法発明について、その技術的範 囲に属する行為の一部が国外で実施された場合には日本 特許権の侵害を構成しないと判示した。また、米国特許 権侵害が問題となった前掲(判旨引用)カードリーダー 事件最判では、属地主義を根拠に、米国特許法の域外適 用が排除された。
- 2) 高部眞規子『実務詳説特計関係訴訟[第4版]』(きんざい、2022年)363頁、飯塚卓也「国境を越えた侵害寄与者の責任」ジュリ1509号(2017年)31頁以下等。
- 3) なお、本件においては「生産」が問題となったのに対して、上記別訴では「提供」が問われており、裁判所が示した考慮要素も異なる。
- 4) 横溝大「知的財産法における属地主義の原則:抵触法 上の位置づけを中心に」知的財産法政策学研究2号(2004年)17頁以下、拙稿「いわゆる『知的財産法における 属地主義』の多義性とその妥当性」国際私法年報9号 (2007年)226頁以下等。
- 5)ネットワーク関連発明を念頭に抽出した国内企業を対象としたアンケート調査でも、本判決の判断を適切と評価した回答が8割を占めている。知的財産研究所「国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護の在り方に関する調査研究報告書」(2024年)

65 頁以下。

- 6) 鈴木將文「越境的要素を有する行為による特許権侵害に関する一考察」L&T98号(2023年)13 頁以下では「被疑侵害者が国内において特許発明の効果の発生に直接的に関係する行為を行っており、そして現に特許発明の効果がわが国で発生している場合」(23頁)を、山内貴博「『国境を跨ぐ侵害行為』に対するあるべき規律一実務家の視点から一」IP ジャーナル2号(2017年)13 頁以下・横山久芳「AI に関する著作権法・特許法上の問題」法時91巻8号(2019年)56 頁は、「主たる行為地」(発明の本質的部分が行われている地)が国内にあること(山内)、又は「主要な行為」(横山)が国内で行われていることを基準とする。
- 7) 愛知靖之「特許権の越境侵害―近時の2つの裁判例を素材として―」特許研究74号(2022年)9頁以下、駒田泰士「行為の場所か、それとも市場か―ネットワーク関連発明と属地主義―」特許研究77号(2024年)10頁以下等。
- 8) 拙稿・前掲注4) 266 頁。
- 9) 同上。
- 10) 許容するとなれば、外国特許法の域外適用も甘受せざるをえないと考えることになろう。紋谷崇俊「判批」民事判例 27 号 (2023 年) 119 頁。
- 11) BBS 事件最判は、属地主義の原則は外国における事情 を「考慮」することは妨げないと判示した。
- 12) 拙稿「判批」令和 4 年度重判解(2023 年) 274 頁。
- 13) 駒田・前掲注7)7頁以下、宮脇正晴「判批」法セ 826号(2023年)117頁。
- 14) 重富貴光「判批」知財管理73巻11号(2023年) 1388頁以下。
- 15) この点につき、拙稿・前掲注 12) 274 頁、知的財産研究所・前掲注 5) 45 頁以下 [申美穂]。
- 16) 愛知・前掲注 7) 10 頁以下等。著作権侵害については、海外所在のサーバを経由してなされた音楽ファイル交換サービスにつき準拠法は日本法であるとし、その適用の際に特に属地主義を問題にしなかった例(東京高判平 17・3・31 [平 16 (ネ) 446 号]) もある。
- 17) 拙稿・前掲注4) 234 頁以下。
- 18) 知的財産研究所・前掲注5) 45 頁以下[申美穂]。
- 19) 知的財産研究所・前掲注 5) 105 頁以下、種村佑介「特 許権侵害と国際私法の基礎に関する一考察―保護国法を めぐるウルマーとマルティニーの所説を中心に―」日本 工業所有権法学会年報 47 号 (2023 年) 158 頁以下。